

資金をいろんな金融機関から借りて云々とはおっしゃっておいりましたけれども、まだいろんな手助けをする、助言とかそういう部分も必要かなと思っております。

ただ、具体的にそれを市で直接するということではございませんので、どうやったらせつかくのアイデア、いろんなご意見を生かしていけるのかちょっと私も今考えているところでございます。

○浅野敏明議長 2番、勝見英一朗議員。

○2番 勝見英一朗議員 いろんな提案のところで、これをじゃ事業としてやるとしたら長井市の職員としても勤務状況がどうなるのかなという感じを一方で持っていたもんですから、今回のこの休暇という質問に併せてお尋ねをさせていただきました。

もう1点、これは教育長にお尋ねいたしますが、校則の見直しに関して学校教育課長にお話しいただいたわけなんです、この校則というのは指導のためにずっと増えてきたんだと思います。その校則を見直しをするということは、一般的にその縛りが少なくなる可能性は高いわけで、そのことに対して教員のアンケートも採るということなんです、教員はその後生徒指導が難しくなるのではないかという懸念を持ったりするかと思います。そのことに関して教育長がお話しをされるとすれば、その点に関しては教員に対する理解をどのように進めようというお考えでしょうか。

○浅野敏明議長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 この校則については、私、学校現場で生徒指導の担当もしておりましたし、そのときも先生方といろいろせめぎ合いがありました。これは私の個人的な考えですけども、北海道大学の決まりは紳士たれ、この一言だったと思います。私はそれが理想なんです。どうしても、例えば前だとベルトの幅が何センチだとかあったりしてました。それがあから決め

なさいというのは、やっぱり本来の生き方指導ではないだろうと思います。

ただ、今ご指摘のようにそうやって緩くすることは教師一人一人の矜持ですとかそういうのが非常に問われてくるわけです。その難しさがあって、恐らく校則を緩めるということについてはむしろ抵抗があるのかなとは思っております。

でも、先ほどからお話ししてますように校則というのは生き方指導だと思いますので、理念として、私はやっぱりできるだけ細かいところは省きながら自分の、ある意味ではその先生の生き方、そういうのを伝えることが一番大事かなと思っております。ちょっと解決策にはならないんですけども、それを私は大事にしていきたいと思っております。

○浅野敏明議長 2番、勝見英一朗議員。

○2番 勝見英一朗議員 大きなところにご回答いただきました。

以上で私からの質問は終わります。

○浅野敏明議長 ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

午前 11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

○浅野敏明議長 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、市政一般に関する質問を続行いたします。

金子豊美議員の質問

○浅野敏明議長 順位8番、議席番号6番、金子

豊美議員。

(6番金子豊美議員登壇)

○6番 金子豊美議員 初めに、今日3月7日は消防記念日です。1948年、昭和23年のこの日、日本の消防の任務範囲、消防責任を市町村が負うこと、消防機関の構成などを規定した消防組織法が施行されました。明治以来、消防は警察の所管とされていたが、これにより条例に従って市町村長が消防を管理する自治体消防制度となりました。各市町村に消防本部、消防署、消防団の全部または一部を設置することが義務づけられました。

これを記念し、2年後の1950年、昭和25年2月9日、国家消防庁、現総務省消防庁がこの日を消防記念日に制定したとのことです。広く消防関係職員及び住民の人々に、自らの地域を自らの手で火災その他の災害から守るということへの理解と認識を深めてもらうことを目的としています。

この日は春季全国火災予防運動、3月1日から7日の最終日でもあり、全国の消防本部などにおいて消防訓練や記念式典、消防防災功労者に対する表彰、消防のPR活動など様々な消防関係行事が行われます。また、2018年、平成30年に消防組織法が施行されて70周年を迎え、これを記念した式典や事業が開催されたとのことです。

長井市では、林野火災や水害と近年の地球温暖化の影響もあり災害等が増え、消防団の出動も多くなっています。一方、団員数の減少など課題も多くあるのが現状です。当局におかれましては、課題解決のために団員の費用弁償額の改善をはじめ装備の充実など、また新年度の予算には活動服及び雨衣を反射材等を用いた高視認性仕様に更新し、消防団員の安全性を高めるとともに団員の士気向上や家族などの消防団活動への理解を得るために団員報酬の引上げも含まれており、消防団に対する処遇改善に取り組

まれていること、心強く感じております。

災害はいつやってくるか分かりません。市民が安全で安心して暮らせるためにも、日頃の予防活動も含め消防団の今後の活動に期待したいと思います。

質問に入ります。質問項目は3つ、質問事項は5つです。

初めに、指定管理者制度について。平成17年9月に設置された長井市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、現在長井市で指定管理者制度を導入している施設は、順不同であります。長井市観光交流センター、長井市文教の杜ながい、長井市パークゴルフ場、長井市立図書館、長井市産業振興交流拠点施設、旧長井小学校第一校舎、致芳・平野・伊佐沢・豊田の児童センター、長井市民文化会館、長井市コミュニティセンター、長井市緑が丘斎場、長井市多目的センター向山荘があり、また新年度より遊びと学びの交流施設に指定管理者制度が導入されます。

指定管理者制度を導入する目的は施設の運営コストの削減、行政コストの削減、行政組織の見直しや外郭団体への業務委託の見直し、サービスの向上、住民自治の拡充等が期待されております。特に指定管理者にとっては人件費や維持管理費等の指定管理料を行政から安定して得ることができるため、サービスの向上に努めることができると言われています。期間は3年から5年、ほとんど5年となっています。

指定管理者候補については、平成19年11月に設置された長井市指定管理者候補選定委員会において指定管理者申請プレゼンテーションを実施して審査、候補者を選定しております。審査項目については大きく4つの対象項目があり、1つは設置目的と公的施設としての役割に関すること、施設の設置目的と管理運営方針、施設の平等利用を確保するための手法などサービス向上を図るための具体的手法とその効果。2つ

目として、施設維持管理、施設の維持管理の体制など防災も含め安全面の配慮。そして、3つ目は経費に関する事項、施設の管理運営に係る経費の内容、収支計画の内容。4つ目として運営への安定性、利用者の増加を図るための具体的手法とその効果、安定的な運営が可能となる人的能力、安定的な運営が可能となる経営的基盤となっております。

一般的に、自治体に評価される大きなものとしてサービスの向上と安全性の向上があると言われております。サービスの向上といっても内容の改善というのは自治体はその評価をするには判断の材料が難しいということもあり、評価をする際に最も分かりやすいのは数字とことです。例えば、利用者の人数が増えているかどうかというのも一つの指標として取り扱うとのこと。サービス向上をしていると指定管理者が思っている、利用者がどんどん減少しているようでは自治体として疑問を感じることもあり、指定管理者として利用人数の増加に努める必要があるとのことです。安全性の向上については、指定管理者制度を導入しても自治体の施設ですので市や町が運営しているのだから、安全で安心して利用できると考えている人も多くいると思います。一度事故などが発生すれば信頼は大きく損なわれることになるため、指定管理者はその安全性に関しては細心の注意を払う必要があるとも言われております。

このような状況の中、長井市で指定管理者制度を導入してから約15年がたちました。

最初の質問ですが、長井市内の施設については前段でも申し上げましたがそれぞれ特徴のある様々な施設について制度を導入してきたわけですが、内谷市長1期目から始まった導入ですのでこの15年間の指定管理者制度導入を振り返り、これまでのメリット、デメリットを含めどのように評価しているのか市長の見解をお伺いいたします。

次に、ロシアのウクライナ侵攻や円高等々により電気料金や燃料費をはじめ物価の高騰が進んでおります。働き方改革や人件費、賃金アップ等々国の施策により進む中、指定管理者にとっても厳しい対応を迫られていると思います。その実情についても選定委員会等で話し合われたと思います。前段で申し上げましたように、指定管理者にとっては人件費や維持管理費等の指定管理料を行政から安定して得ることができるとも言われていることから、行政のバックアップは大切だと考えます。指定管理料の増額、人件費、維持管理等を含め指定管理者に対する今後の支援についての考えを指定管理者候補選定委員会委員長の副市長にお伺いいたします。

この項最後の質問ですが、令和3年9月議会において置賜生涯学習プラザの指定管理者制度導入について質問をさせていただきました。一部抜粋ですが、置賜生涯学習プラザはこれまで生涯スポーツ課が担当し、現在は健康スポーツ課に移行されています。置賜生涯学習プラザでは社会教育をはじめ生涯学習の活動の場として、また多彩なイベントの開催など多くの分野で活用されてきました。

現在、置賜生涯学習プラザ業務の一部については特定非営利活動法人さわやかサービスに委託しております。一方、かねてより指定管理者制度の導入について債務負担行為を行ったわけですが、当時予定されていた受託団体の体制が整わず今日に至っております。旧長井小学校第一校舎や市民文化会館の指定管理者については公募で選定され、長井市芸術文化ビジョンに沿って管理運営、特徴のある事業を展開しております。置賜生涯学習プラザについても指定管理者制度を導入し、これまで以上に市民の健康増進と生涯スポーツ、社会教育を含む生涯学習の推進、防災拠点施設など多くの分野で大切な施設と期待されると考えます。置賜生涯学習プラ

ザの指定管理者制度の導入について、現在の市長の考えと今後のスケジュールについてお伺いいたしますとの質問に対して、市長からは次のような答弁をいただきました。

一部抜粋ですが、今のところ指定管理者の業務範囲として想定しているのはこの置賜生涯学習プラザをはじめとした市内のスポーツ施設の管理運営とスポーツ施設を利用したスポーツ振興事業の推進になります。中略。これらの振興事業と施設の管理運営を併せた形で指定管理者制度の導入を計画しております。指定管理者としての業務は主にスポーツに関する業務となりますので、指定管理者の選定に当たっては市内のスポーツ活動に精通した組織をお願いすることが最適と考えており、現在のところは本市のスポーツ振興の第一線で活躍している長井市スポーツ協会になろうと思いますが、長井市スポーツ協会とともに指定管理者制度に対するノウハウのある民間事業者の協力があればなお一層魅力的な事業が期待できると考えております。中略。指定管理者制度の導入に当たっては、スポーツ振興事業から多くのスポーツ施設の管理運営になるわけで、市と長井市スポーツ協会の間で何回も意見交換することが必要となります。一つ一つすり合わせをしていかなければなりません。このことから、今年度は業務の範囲について再度意見交換をしながら市として指定管理者に求めるもの、受託者側ではどこまで対応できるのかをまとめていきたいと思っております。現在のところ、長井市スポーツ協会では法人化に向けて準備を進めているようです。そして令和4年度において事業者選定を行い、令和5年度より指定管理者制度に移行していきたいと現在考えているところでございます。少し時間はかかりますが、互いに意見を出し合いながらこれまで以上のスポーツ事業の推進が図られ、市民サービスの向上につながるような指定管理者制度導入になるよう取り組んでまいりますので、

いろいろとご指導賜りたいと思いますとの答弁をいただきました。

令和5年4月からの指定管理者制度への移行は無理な状況ですが、現在の進捗状況と今後について健康スポーツ課長にお伺いいたします。

次に、宅地開発事業の今後について質問をさせていただきます。

宅地開発事業として取り組んできた緑町地内の花咲きタウンみずはの郷midoriは17区画中14区画が売却され、残り3区画と先日の産業・建設常任委員会協議会で報告を受けました。長井北学区で長井小学校まで0.9キロメートル、北中学校まで約2.3キロメートル、フラワー長井線長井駅（市役所）まで約1.7キロメートルの条件の下での販売でした。この事業の場所選定については、検討委員会委員により検討され選定されてきた経過があります。以前、宅地造成について質問したときにもそのような答弁をいただいております。

このたびの事業が前回の花咲きタウンみずはの郷事業に引き続き今回も順調に進んでいることは、人口減少傾向の中でも市内外の方々からのニーズがあるということになると思います。現在、都市計画区域内には宅地開発に適している土地が多くあります。次の宅地開発事業に向けて引き続き検討委員会を中心に取り組むべきと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

最後の項であります。高校駅伝競走大会について質問いたします。

新型コロナウイルス感染症対策のガイドラインにより、沿道での応援等が自粛された中で開催された昨年の山形県高校駅伝競走大会、全国大会、東北大会出場を目指すチームもあれば、混合チームで参加、たすきをゴールまでつなごうと挑むチームもありました。選手、学校関係者はじめ家族等々の応援の下、ながい黒獅子の里ハーフマラソンコースを走り抜けていきました。

今年10月に山形県高校駅伝競走大会、11月に東北高校駅伝競走大会が開催されます。新型コロナウイルス感染症が完全に終息したわけではありませんが、現在の状況から見ると沿道からの応援もコロナ禍以前のようにできるのではないかと思います。特に東北大会については各県最大6校、男女各36校が参加できるとお聞きしております。関係者も含めると、多くの人々が長井市を訪れることとなります。本市としても、前途ある高校生が青春をかけるこの大会を長井マラソン大会とともに市民全体でおもてなしをすることも大切だと考えます。

実行委員会終了後、速やかに市民への周知等々協力も含め取り組む必要があると考えますが、健康スポーツ課長にお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○浅野敏明議長 金子議員に申し上げます。

質問の中でロシアのウクライナ侵攻や円高というような表現していますが、これは円安の間違いでしょうか。

○6番 金子豊美議員 円安です。すみません。

○浅野敏明議長 円安で了解しました。

内谷重治市長。

○内谷重治市長 金子豊美議員のご質問にお答えいたします。

議員からは、大きく3項目ご提案、ご提言、ご質問いただきまして、私からは2項目、2点につきましてお答えを申し上げます。

まず、最初に1の指定管理者制度についてでございます。

議員のほうからは、長井市内の施設についてはそれぞれ特徴のある様々な施設について制度を導入してきたけれども、この15年間の指定管理者制度導入を振り返ってこれまでのメリット、デメリットを含めどのように評価しているのかというご質問でございます。

議員からも詳しくこの制度につきましては説明ございましたけれども、公の施設は住民の福

祉を増進する目的を持って、その利用に供するため地方公共団体が設ける施設であるとされており。このことから、従来の管理委託制度というのは公共団体、公共的団体、出資法人のうち一定の要件を満たしているものに管理を委託する制度で、対象団体は非常にかつて限定的であったという状況でございました。

平成15年の地方自治法の改正により、公の施設の管理について新たに開始されました指定管理者制度については、法人その他の団体であれば民間企業であっても公の施設の管理を委ねることが可能となった制度でございます。この制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するために公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに経費の節減等を図るということを目的にしております。

長井市では、議員からもございましたように平成17年に長井市の公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例、そして平成19年に長井市指定管理者候補選定委員会規程を定めまして、平成20年から最初の施設として長井市文教の杜ながいで制度運用を開始しております。現在、23施設が指定管理者制度を導入しているところでございます。

一般的に言われております制度導入のメリットにつきましては、民間事業者が持つ行政にはない視点、あるいはノウハウを取り入れることができるという点でございます。今でこそ長井市民文化会館や旧長井小学校第一校舎、民間事業者の指定管理者が増えておりますが、本市のこれまでの制度運用を振り返ってみますと、制度導入当初、長井市文教の杜ながいやコミュニティセンターの前身である地区公民館の指定管理の候補となるような民間事業者や組織がなかったことから、財団法人や公民館の運営協議会が組織されました。ただし、これについては既設の民間事業者のノウハウを取り入れるという

ことではなく、創設された団体自らの手で地域風土に合わせて成長し、かつノウハウをつくり上げてきたことに非常に意味があると考えております。そして市職員が常駐した直営の時代とは異なりまして、同じ職員が長く深く地域に関わってきたことが15年という継続的な制度運用につながってきたと考えております。

指定管理者制度が創設されました平成15年当時は、他自治体においてもそうだったと思いますが、本市にあっても待ったなしの行財政改革、財政再建の真っ最中でした。平成18年から平成22年までが集中改革プラン、財政再建、行革の仕上げの5年間であり、一番最初に導入した平成20年というのは真ただ中だったんですね。市では施設をその事業を維持しながら市の人件費を削減できるというメリット、指定管理を受ける側では財源を安定的に確保できるというメリットをお互いに共有しつつ、行財政改革プランの推進の柱の一つとして指定管理者制度の導入を進めてきた経緯があります。そのため、反省としては経費削減がまずありき、先行ということだったんですね。指定管理者制度本来のメリットが十分生かされてこなかった点もあることも否めないと思います。

市民の皆様のご理解、ご協力の下で財政再建を成し遂げることができましたけれども、現在指定管理の施設における市民サービスの向上のためにこれまで以上に指定管理者の積極的な意見交換を密に行い課題を明確にしていくこと、より一層の信頼関係、やはり民間の事業で最近では地元の民間、県内の民間じゃないところも多くなっていますので、やはりちょっと一部不信感も、この指定管理者さんには何か利益優先で市の目的というのは二の次になってないだろうかとやっぱり思ったときもありました。ただ、よくよく話して意見交換、定期的に代表の方などもお越しいただきますので、もう率直に市民の声はこうだよと。これどう考えていらっしやい

ますかということなどもお聞きしながら意見交換をして、より信頼関係を強固にする。そのことによって少し変わってきたのかなというようなどころも見受けられましたので、これはまず今後とも信頼関係、そしてお互い目的を見失うことなく頑張っていきたいと思っております。

指定管理者は単なる業務委託者ということではなくて、市民に向けた事業を進めるための私ども長井市の重要なパートナーだという考えでございます。長井市は指定管理者制度本来のメリットを發揮し、各施設が真に市民のための施設として事業を継続していけるように各施設の指定管理者とともに努力してまいりたいと存じます。

なお、一番期待の高い「くるんと」、昨日も図書館の閉館の期間が4カ月ということで、大変それでは市民サービス低下になるんじゃないか。おっしゃることはごもっともではありますが、実は6カ月って言われたんですね。それを職員が食い下がって、それでは駄目だということでもかなり粘って4カ月にしてもらった。東根市のまなびあテラスは7カ月かかっていますから、蔵書数はほとんど変わらないんですね。したがって、それぐらいやっぱり職員も真剣に頑張っておりますので、ぜひ今後ともよろしくご指導いただきたいと思います。

続きまして、2点目の宅地開発事業の今後についてということで、議員のほうからは緑町地内の宅地開発事業は順調に推移しており宅地開発は必要な事業と考えることから、今後の取組を問うということで提言をいただきました。それは、前回の花咲きタウンみずはの郷事業に引き続き今回も順調に売却が進んでいることは市内外の方からのニーズがあると考えます。次の宅地開発事業に向けて、引き続き検討委員会を中心に取り組むべきではないかというご提言でございます。お答えを申し上げます。

令和5年度施政方針でも述べさせていただきます

ましたとおり、少子高齢化による急激な人口減少に歯止めをかけ、子育て世帯の流出を防ぎ市外からの流入を促進するためには、働いてよし住んでよしのまちを目指す働く魅力アップ戦略、これは第五次総合計画の戦略の一つであります。これと併せてその受皿となる魅力ある住環境の整備、これは長井市まち・ひと・しごと創生総合戦略、これは地方創生の戦略でございますが、これが重要な施策になっていると考えております。

2020年の国勢調査でも、県内35の市町村のうち3自治体だけが人口が減らず、あるいはやや微増ということだったわけですが、それらの市町の行政運営、まちづくりのことを学ばせていただきますと、やっぱり歴史的に区画整理事業とか宅地開発事業で周りの市町村から多くの若い人たちが移住してきた、流入してきたという具体的な事例などもございますので、私どもは周りのまちとは協力してやっていかなきゃいけないんですが、少なくとも長井市内の若い人たちが住宅地がないからということで外に流出しないということも、最初はそこからスタートしたんですが、ただいまいろんなまちづくり事業が、あるいは子育て、教育、中心市街地の活性化とか地域公共交通の整備とか、そういったところが少しずつ若い人たちにも魅力的なまちと捉えていただいていると思っておりますので、より一層この事業が重要だと思っております。

宅地開発事業については、平成23年度みずはの郷30区画を分譲し、市内21世帯77名、市外9世帯37名で完売しています。平成30年度にはみずはの郷WEST8区画を分譲し、市内7世帯24人、市外1世帯2人で完売しています。令和3年度からみずはの郷midori17区画を分譲し、市内14世帯45人、市外2世帯5人で、残り1区画となっております。本日現在で、このところ長井市として初めて宅造したわけでございますが、総区画数55区画のうち54区画を市

内42世帯、146人、市外12世帯、44人が定住しております。市内外で子育て世帯が安心そして安価で優良な宅地供給を求めていることを改めて実感しております。特に定住促進住宅や民間アパートを賃貸している子育て世帯の皆様が出産を機に新居を構える場合が多く、代理契約している不動産業者の紹介で流通が図られ、これが早期完売の成果になっていると考えられます。

私どもの宅地開発事業の特徴は、市が窓口にはなっていますが、市のほうでも紹介しますけども市があっせんして営業をやっているんじゃなくて、地元の宅地開発事業者さんの希望によってその方たちと契約をして販売のご協力をいただいているというようなことで、やっぱりお客様を紹介していただいたり実際自分の管理してるアパートにお住まいの若いご夫婦の世帯にお勧めいただいたりしているということが特徴だと思っております。

平成30年度、20年後を見据えた持続可能な都市形成を図る方針と言える立地適正化計画を県内で一番初めに策定いたしました。コンパクトシティ・プラス・ネットワークは都市機能の集約とその周辺の拠点づくり、そして都市部と周辺拠点を結ぶ交通ネットワークの形成を図ることで市民に使いやすさ、暮らしやすさを実感していただくことが最重要課題と言えます。

一方で空き家の数は年々増加傾向にございまして、平成25年度の351戸から令和4年3月31日現在で462戸となっております。

金子議員おっしゃるとおり、スポンジ化の対応を見据えながら宅地開発事業に取り組む必要があります。従来以上に居住を誘導すべきエリアでの開発が重要になってきます。今後、行政主導の宅地開発事業として50から100区画の大規模な分譲、これは館町地区を検討しております。あるいは成田地内で小規模な分譲ができないか可能性を検討している段階で、今後長井市宅地

開発事業計画検討委員会でいろいろ協議を進めて、ご意見をいただきながらその方向性と実現性を図っていきたいと考えております。

なお、長井市のこれからの考え方として人口減少にどう対応するかということで、昨日も内谷邦彦議員からご質問、ご提言がございましたけれども、宅地開発事業、戸建てというのはもちろんなんです、それと同時にこれは市でやるわけではないんですが、民間事業として中心市街地に集合住宅等々、市街地再開発等々でそういった需要にも応えたい、いわゆるマンションですね、そういったことを考えていく時期に来ているんじゃないかと。例えばそのマンションの需要については様々考えられますが、やはり戸建てよりも管理が楽な鉄筋コンクリートのマンションがいいと考える若い人たちも増えておりますし、あるいは分譲と賃貸と両方考えられるわけですが、賃貸の場合ですと長井市あるいは長井市周辺にある会社に中央のほうからとか転勤でいらっちゃって、そこで一時住んでいただく。あるいは高齢者の方が娘さん息子さんと一緒に暮らしてるんだけど、やはり管理が大変なので集合住宅やマンションに住みたいと。そのときに、ここに長井市とか置賜地域にはあまり、米沢市以外はないということから、もうむしろ山形市にマンションを求めて移り住むというのがもう既に進んでおります。そういったことも考えて、そういった集合住宅の建設などもこれから検討しなきゃいけないと考えているところでございます。

私のほうからは以上です。ありがとうございました。

○浅野敏明議長 齋藤環樹副市長。

○齋藤環樹副市長 私のほうからは、問いの1、指定管理者制度について、(2)物価が高騰する中、指定管理者に対する支援についての考え方はというお尋ねにお答え申し上げます。

初めに、議員のご質問で触れられました指定

管理者候補者選定委員会についてでございますが、この組織はあくまでも指定管理候補者の適否選定が職務でございます、個別の協定内容等についての審査などは行ってはおりません。対象施設の所管課が選定候補者とそれぞれの施設の状況に応じて、市で定めております指定管理制度の導入の手續に関するガイドラインを参考に協定を締結することになっておりますので、こここのところはまずご理解をいただければと思います。

それで原材料価格やエネルギーコスト等の上昇につきましては、地方公共団体の調達、いわゆる官公需契約にも大きな影響を与えることから、令和4年8月26日付の総務省自治行政局長通知で原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に係る契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施等の適切な対策を講じることとされておりまして、これを受けた指定管理者制度の運用についてまた通知が発出されておりまして、同じく令和4年10月11日付総務省自治行政局行政経営支援室長通知では、今般の原材料価格、エネルギーコスト等の上昇により指定管理者が負担する経費の増加については、指定管理者との間で締結した協定においてリスク分担の考え方が示されている場合はその考え方にに基づき対応し、協議をするとされている場合は協議に基づき取扱いを定めるなど協定に基づき適切に対応されるべきものですが、協定等において取扱いが明確でない場合は指定管理者との間で別途協議を行い、取扱いを決定することが必要と考えられることを踏まえて、適切な運用に努められたい旨の要請がなされております。

長井市の指定管理につきましては、指定管理者の導入の手續に関するガイドラインに基づき運用しておりまして、リスク分担につきましてはガイドラインの別表に主なリスクの負担区分で定めており、運営費の増大(長井市以外の要因による運営費の増大)は指定管理者の負担と

明示しております。したがって、このとおりの協定を締結している場合は基本的には協議を行わなければならない事項ではございません。

しかしながら、個別の指定管理対象施設によっては施設の特徴等を勘案し、協定のリスク分担のところで例えば物価、指定後のインフレを市と指定管理者の協議ということに定めまして、仕様書で実費により精算と定めているケースもございます。したがって、協議により必要な対応を行っているものと聞いております。現時点で、その他の指定管理者からも要望あるいは不都合な事態が生じているということは聞いてはおりません。

なお、最初に紹介いたしました総務省の通知、それから今申し上げました市が実際に指定後のインフレを協議事項と定めるケースの背景にある考え方でございますが、事情変更の原則ということで契約の締結時には当事者が予想できなかった社会事情の変更が生じ、契約の内容をそのまま強制することが不合理、不公平である場合に契約内容の変更または解除等を行うことができるという法理でございます。明文の規定はございませんが、民法第1条第2項の信義誠実の原則から派生した考え方でございます。

先ほど申し上げましたように、現時点では協定等に基づき処理することに不都合なケースはないようですが、今後物価あるいは維持管理費などさらに大きく状況が変化するような場合は、個別の協定書の規定内容あるいは今年度の事業報告書など指定管理業務の運営状況を確認しながら、指定管理の目的である満足度の高いサービスの提供と効率的な運営に、仮に支障が生じるようなおそれがあるかどうかを判断し、必要があれば所要の対応を行っていきたいと考えているところでございます。

○浅野敏明議長 高世 潤健康スポーツ課長。

○高世 潤健康スポーツ課長 私からは、ご質問ありました2点についてお答えさせていただきます

ます。

初めに、置賜生涯学習プラザを含めたスポーツ施設等における指定管理者制度の導入に向けた進捗状況と今後の対応についてお答えいたします。

本市における指定管理者導入の考え方につきましては、令和4年9月の定例会でも答弁をさせていただいておりますが、一般社団法人長井市スポーツ協会を想定して検討しております。

なお、本市におけるその他の公共施設の導入状況を踏まえて、民間事業者を含めた公募、民間事業者とスポーツ協会との共同体による受託など、市民の健康増進かつ市民のサービスの向上がより一層図られるよう、あらゆる可能性を含めて検討しております。

一般社団法人長井市スポーツ協会の現状につきましては、これまで三役会等において、受託に向けた検討を進めておりますが、課題とされております組織の体制強化や運営体制の整備など、誰がどのように推進していくのかなどの具体的な結論が出ていない状況でございます。このような状況を踏まえまして、本市として、引き続き長井市スポーツ協会とは、市民ひとりスポーツの推進が図られるよう意見交換を進めてまいります。

あわせて、既の実績のある民間事業者の事例等の情報収集を進め、具体的には、長井小学校第一校舎などで導入の際に活用しております市場調査と言われる手法を用いて、民間事業者からのアイデアの収集や指定管理者導入における実現可能性の把握を図り、本市の地域性に合うスポーツ施設等の指定管理者導入を進めてまいります。

続いて、2つ目の高校駅伝競走大会についてお答えいたします。

山形県高校駅伝競走大会、東北高校駅伝競走大会におきましては、開催要項や概要等の決定は、主催者であります山形県高等学校体育連盟

の最終判断となりますが、日本陸上競技連盟が公認するマラソンや駅伝などの長距離競技は日本陸上競技連盟が策定しましたガイドラインに基づいた内容となっており、本市で開催されております高校駅伝競走大会のほか、長井マラソン大会につきましても同様であります。

このガイドラインにおける新型コロナウイルス感染症の感染対策でございますが、競技場内や沿道における応援につきましては、マスクを着用し、ソーシャルディスタンスを確保した上で、声出し応援は控えるよう明記されており、令和4年度に開催されました長井マラソン2022や山形県高等学校駅伝競走大会は、これに基づき対応しております。

現在の新型コロナウイルス感染症に対する国の動向でございますが、感染症法上の取扱いでございます2類から5類へ令和5年5月8日から移行となる予定です。このような状況から、ガイドラインにおける感染対策は緩和されるものと推察されます。

金子議員のご質問にあります、市民全体でのおもてなしの心での応援につきましては、この感染対策の緩和を想定し、各コミュニティセンターや地区に対して、沿道における声援協力などをお願いさせていただくとともに、教育委員会と連携しまして、児童生徒の応援態勢など、高校生ランナーが安全に安心して気持ちよく競技に集中できるよう環境を整え、準備を進めてまいります。

○浅野敏明議長 6番、金子豊美議員。

○6番 金子豊美議員 再質問の前に、先ほどの原文を読んでいる中で、議長から指摘ありました円高という言葉であります。原稿のほうは円安と書いておりましたので、改めて、円安に訂正させていただきたいと思っております。申し訳ありませんでした。

それでは、最初に、再質問、健康スポーツ課長に駅伝の関係でお伺いしたいと思います。

そうすると、新しいガイドラインができれば、それに沿って、可能である範囲において市民と一緒に盛り上げていく、そういうふうな形で進めるということによろしいですか、確認です。お願いします。

○浅野敏明議長 高世 潤健康スポーツ課長。

○高世 潤健康スポーツ課長 お答えいたします。そのような形を検討しております。

○浅野敏明議長 6番、金子豊美議員。

○6番 金子豊美議員 分かりました。

次に、同じく課長にお聞きします。先ほど置賜生涯学習プラザの指定管理者制度の現況、進捗状況についてお伺いしたわけですが、いつ頃からその指定管理者制度を導入したいというような目途というかな、考えておられれば教えていただきたいと思っております。

○浅野敏明議長 高世 潤健康スポーツ課長。

○高世 潤健康スポーツ課長 お答えいたします。令和5年度の予算の確定をしましたら、庁内で早速準備をさせていただいて、進めてまいりたいと考えております。

○浅野敏明議長 6番、金子豊美議員。

○6番 金子豊美議員 そうすると、来年、令和6年度頃をめどに入りたいというお考えをお持ちということですか。それとも、途中でもし準備が整えば、入りたいというお考えですか。

○浅野敏明議長 高世 潤健康スポーツ課長。

○高世 潤健康スポーツ課長 お答えいたします。準備が整い次第、導入のほうは進めさせていただきたいと考えております。

○浅野敏明議長 6番、金子豊美議員。

○6番 金子豊美議員 分かりました。様々な環境が整わないとなかなか難しい部分もあるかと思っております。ぜひプラザのほうにも順調に指定管理制度が導入されるように、今後とも検討を進めていただきたいと思います。お願いします。

次に、宅地開発事業でありますけれども、先ほ

ど市長のほうから答弁いただきました。集合住宅の話もあったわけですし、あとマンションのお話も、タワーマンションという話も以前、渡部秀樹議員のほうからも様々あったわけですが、やはり、一戸建てと限ったものではないと思いますけども、先ほど具体的に南のほうと北のほうと場所を掲示していただきながら、そこに合った進め方を恐らく検討委員会でも検討しながら進めていただけるんじゃないかなと思ったところであります。現在も山形市のマンションから長井市のほうに時々ござられるという方もありますし、やはり、車で1時間以内の場所でありますから、そういった方々も今後増えてくるということがあるかと思えます。

でも、やっぱり住みやすい長井市、生活のしやすい長井市ということであれば、長井市のほうに住んで、長井市からほかに通うということも出てくるかと思えますので、その辺についても現在施政方針で示されているいろんな事業について、順調に進めていただければ、そういったことも、長井市からほかに通ったり、長井市で勤めたり、そういった住みながら生活する、そういう今後も期待できるかと思えますので、ぜひ継続して宅地開発事業には取り組んでいただきたいと思ったところでありました。

最後に、指定管理者制度であります。先ほど市長の答弁にもありましたように、長井市で指定管理者制度を導入するってなったときに、置賜生涯学習プラザのホールのほうで、市のいろいろ、私たち公民館職員も含めて説明会や研修会等開かれました。当時は財政難ですごく大変なときだったと市長もおっしゃっていたわけですが、人件費の節約とかいろんな心配されるということが当時は言われました。でも、私、何年か勤めて、不安な点はあったんですが、やはり、職員はやる気を出してその場、一生懸命やってきたということもありまして、おかげさまで現在は、コミュニティー協議会のほうに当

時の公民館職員も異動しまして、ある程度落ち着いた雰囲気では仕事ができるというような指定管理者もありますし、また火葬場、緑が丘斎場等については、専門的な職業ということで、利用者という言葉はおかしいんですが、遺族の方々からも喜ばれているということもお聞きしています。

今後ですが、「くるんと」が新しく指定管理者制度を導入するわけですが、例えばレインボープランのコンポストセンターとか、そこに、これからどうなるか分かりませんが、エネルギー関係の施設ができたとすれば、そういったところについても指定管理者制度を導入する考えがあるのかなのか、またこれから検討すべきと私は思うんですが、その辺、市長の見解をお伺いします。

○浅野敏明議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。まずは、令和5年度に農林水産省の補助事業を使いましての調査事業を約1,000万円ほどで行いますが、具体的には令和6年度から、ぜひ市民の皆様、中央地区の皆様からご協力いただいている家庭での生ごみプラス市内のホテルとか料理屋さん等々から出る食料の残渣なども使わせていただいて、できますれば、まずは、スモールスタートになるかもしれませんけども、バイオガス発電を行っていききたいと。できますれば、水素タンクといいますかね、水素自動車を走らせるための、そういったスタンド的なこともできないかなども検討していきたくは思っていますが、最終的にはデジタル技術を使った、ICT、AI等々の技術を使ったハウス園芸を、これはNTT東日本さんのほうで様々な会社も展開して、実際に調布の試験場っていいですかね、NTT本社のかつての研修所だったところで、私も見せていただきましたけれども、そういったことで、家庭の生ごみを違った形で、安心して非常にクリーンな、そして栄養価の高い、水耕栽培が

メインになるとは思いますが、そういった野菜の生産・販売につなげていきたいと、その際には、ぜひ農福連携ということで、障がい者の方の雇用の場にも資するようになっていきたいなど思っております。

その際に、じゃあ管理運営どうするかといった場合は、当然市で直営で運営するってことは、それをできる人間もいませんし、指定管理の募集をしなきゃいけないと思っておりますが、そのときの募集をどうするかというのは、今の段階ではほぼ白紙の状況ではございますが、例えばですが、菜なポートなどを運営していただいている置賜地域地場産業振興センターと、あとノウハウを持ってるところと一緒にやるということなどが、その後の流通なども、あるいは、ぜひハウス園芸と技術を学びたいという新規就農者のことも考えると、純然たる民間だけではなく、市の関連の団体と民間企業と一緒に運営していったほうが、その後の第2、第3の展開を考えれば、そういった在り方もあるのかなと、今の段階で考えてるところでございます。

○浅野敏明議長 6番、金子豊美議員。

○6番 金子豊美議員 ぜひそういったほうも検討しながら今後進めていただきたいと思います。

最後になりますけども、この指定管理者制度の導入については、私はうまくいってるなど評価をしております。古きよきものを継承しながら新しい風を吹き込むのが指定管理者ではないかなと私は思っております。ぜひ今後もよい方向に進むことを期待しながら、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

平 進介議員の質問

○浅野敏明議長 次に、順位9番、議席番号9番、

平 進介議員。

(9番平 進介議員登壇)

○9番 平 進介議員 共創長井の平 進介でございます。よろしくお願いいたします。

今定例会の一般質問は、大きく3点について伺います。

初めに、1番目の空き家対策に係る住宅用地特例の適用除外についてお尋ねいたします。

空き家対策については、5年前の平成30年3月定例会においても質問しておりますが、このたびは、特に住宅用地特例となっている固定資産税等の適用除外に的を絞って質問いたします。

長期にわたって人が住んでいない空き家は、平成30年、2018年調査の段階で349万戸あると言われております。今後は、人口減少に伴い空き家も増加し、令和12年、2030年には470万戸にまで増えると推定されております。特に老朽化した木造の一戸建て住宅の対策は喫緊の課題であり、待ったなしの状況となります。

こうした空き家対策に向け、国においては平成26年に空家等対策の推進に関する特別措置法を制定し、平成27年に施行しております。これを受け、特別措置法に規定する必要な措置の勧告の対象となった特定空家等の敷地の用に供する土地について、市町村民税である固定資産税、都市計画税を住宅用地特例の対象から除外することとなったようであります。

さらに、適切な管理が行われていない空き家が放置されることへの対策として、特定空家と指定する前に固定資産税等の特例措置を除外する動きがあると仄聞しております。こうした動きがあることを踏まえ、以下お尋ねいたします。

最初に、(1) 空き家対策に係る固定資産税等の法律改正等の経緯と改正内容については、税務課長にお聞きいたします。

ただいま申し上げましたように、国においては、空き家対策として空家等対策の推進に関する特別措置法を制定しております。この法律に